

# 主な保証制度一覧

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

令和6年5月1日現在

保証制度名	制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1	保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%) ※2		備考
						責任共有対象	責任共有対象外	
1 一般保証	普通または長期	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	20年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.45~1.90%	-	
2 手形割引個別保証	手形割引	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	1年以内	金融機関 所定	0.45~1.90%	-	
3 手形割引根保証	手形割引根保証	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	1年間	金融機関 所定	0.39~1.62%	-	一定の保証金額の範囲内で手形割引を繰り返し利用することが可能です。
4 電子記録債権割引個別保証	でんさい	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	1年以内	金融機関 所定	0.45~1.90%	-	
5 電子記録債権割引根保証	でんさい根保証	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	1年間	金融機関 所定	0.39~1.62%	-	一定の保証金額の範囲内で電子記録債権割引を繰り返し利用することが可能です。
6 事業者カードローン 当座貸越根保証	カード当貸	普通保険 無担保保険	100万円以上 2,000万円	1年間もしくは2年間	金融機関 所定	0.39~1.62%	-	原則として担保は不要です。
7 当座貸越根保証	当座貸越	普通保険 無担保保険	100万円以上 2億8,000万円	1年間もしくは2年間	金融機関 所定	0.39~1.62%	-	5,000万円を超える場合は、原則として担保が必要です。
8 特別小口保証	特別小口	特別小口保険	2,000万円	運転 設備 6年以内 8年以内	金融機関 所定	0.595%	0.70%	従業員20人 (商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人) 以下の中小企業者が保証対象となります。他の保証制度を利用していないことが条件となります。他種の保険を利用した場合は無担保保険に変更されます。
9 公害保証	公害防止	公害防止保険	5,000万円 (組合の場合 1億円)	7年以内	金融機関 所定	0.977%	1.15%	
10 エネルギー対策保証	エネルギー対策	エネルギー対策保険	2億円 (組合の場合 4億円)	10年以内	金融機関 所定	0.977%	1.15%	
11 海外投資関係保証	海外投資関係	海外投資関係保険	2億円 (組合の場合 4億円)	10年以内	金融機関 所定	0.977%	1.15%	原則として担保が必要です。
12 新事業開拓保証	新事業開拓	新事業開拓保険	2億円 (組合の場合 4億円)	10年以内	金融機関 所定	0.977%	1.15%	
13 事業再生保証 (DIP保証)	事業再生	事業再生保険	2億円	10年以内	金融機関 所定	-	2.20%	責任共有対象外 (100%保証) となります。
14 特定社債保証 (保証付私募債)	特定社債	特定社債保険	4億5,000万円	2年以上 7年以内	金融機関 所定	0.45~1.90%	-	部分保証 (保証割合80%) です。(発行最高限度額は5億6,000万円です) 取扱金融機関との共同保証形式となります。保証金額が2億円を超える場合は担保が必要です。保証金額は普通保険及び無担保保険 (ともに経営安定関連保険特例分を除く) 並びに特定社債保険を合わせて5億円が上限となります。保証人不要。
15 流動資産担保融資保証 (ABL保証)	ABL根保証 または ABL個別保証	流動資産担保保険	2億円	根保証 1年間 個別保証 1年以内	金融機関 所定	0.68%	-	部分保証 (保証割合80%) です。(融資限度額は2億5,000万円です) 必ず流動資産を担保とする必要があります。保証人不要。
16 一括支払契約保証	-	特定支払契約保険	10億円	1年以内	金融機関 所定	0.25~1.54%	-	部分保証 (保証割合70%以下) です。保証形式は、根保証となります。
17 中堅企業 (破綻金融機関 等関連) 特別保証	中堅企業	破綻金融機関等関連 特別無担保保険 破綻金融機関等関連 特別保険	6億円	運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内) 運転設備 7年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	-	0.65% または 0.75%	破綻金融機関等と金融取引を行っていたために、金融機関との金融取引に支障が生じている中堅事業者を保証対象とする制度です。責任共有対象外 (100%保証) となります。破綻金融機関等関連特別無担保保険利用の場合、基準料率0.65%、破綻金融機関等関連特別保険利用の場合、基準料率0.75%となります。
18 借換保証	利用する制度名または 環境借換経安 環境借換一般 環境外借換	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。	利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。	金融機関 所定	利用する保険によって 決定します。		既往保証付融資の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて当該返済資金以外の事業資金を含めることもできます。
19 求償権消滅保証 (ランクアップ保証)	求償権消滅	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。	利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。	金融機関 所定	-	利用する保険 によって 決定します。	責任共有対象外 (100%保証) となります。事業再生計画の成立が必要です。
20 小口零細企業保証 (全国小口)	全国小口	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	2,000万円	10年以内 (据置6ヶ月以内)	金融機関 所定	-	0.50~2.20% ※3	従業員20人 (商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人) 以下の中小企業者が保証対象となります。責任共有対象外 (100%保証) となります。既往保証付融資との合計が2,000万円以下である必要があります。
21 自主廃業支援保証	自主廃業支援	普通保険 無担保保険	3,000万円	1年以内	金融機関 所定	0.45~1.90%	-	現在事業を行っている中小企業者であって、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者に対して、そのために必要となる事業資金を保証する制度です。
22 財務要件型無保証人保証	財務型無保証人	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	一括返済 2年以内 分割返済 運転 7年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置1年以内) 運転設備 10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.45~1.90%	-	保証人不要。
23 事業承継特別保証制度	承継特別○○○	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.45~1.90% (*)	-	本制度は事前審査制であり、令和2年1月1日以降に事業承継を行った事業者、若しくは保証申込から3年以内に事業承継を行う計画を有している法人が対象です。保証人不要。 (*) 中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターが確認したガバナンス体制の整備に関するチェックシートの添付がある場合、保証料0.20~1.15%となります。

国の保証制度 (保険特例等)

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

令和6年5月1日現在

保証制度名	制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1	保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%) ※2		備考
						責任共有対象	責任共有対象外	
24	セーフティネット保証 (経営安定関連保証)	経営安定関連	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.68%	0.80% ※4	1～4、6号は責任共有対象外 (100%保証) となります。 普通・無担保・特別小口保険について別枠での利用が可能です。 中小企業保険法第2条第4項第6号の認定の場合、保証限度額が2億8,000万円から3億8,000万円となります。
25	経営革新関連保証	経営革新関連	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内) 運転設備 7年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.68% ※5	※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠での利用が可能です。 新事業開拓保険を利用する場合は、3億円 (組合6億円) まで利用できます。 (ただし、他の新事業開拓保険分も含めます) 海外投資関係保険を利用する場合は、3億円 (組合6億円) まで利用できます。 (ただし、他の海外投資関係保険分も含めます)
26	創業関連保証	創業関連	無担保保険 3,500万円	10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	—	0.70%	責任共有対象外 (100%保証) となります。 また、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証と合わせて3,500万円が保証金額の上限となります。 (無担保保険8,000万円の枠内での利用となります。)
27	再挑戦支援保証	再挑戦支援	無担保保険 3,500万円	10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	—	0.70%	責任共有対象外 (100%保証) となります。 また、創業関連保証、スタートアップ創出促進保証と合わせて3,500万円が保証金額の上限となります。 (無担保保険8,000万円の枠内での利用となります。)
28	スタートアップ創出促進保証 (SSS保証)	SSS保証	無担保保険 3,500万円	10年以内 (据置1年 (*) 以内)	金融機関 所定	—	0.90%	責任共有対象外 (100%保証) となります。 法人の方のみが対象であり、保証人不要。 創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要な場合があります。 制度所定の創業計画書のご提出が必要です。 本制度を利用した場合、所定の時期に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けていただきます。 また、創業関連保証及び再挑戦支援保証と合わせて3,500万円が保証金額の上限となります。 (無担保保険8,000万円の枠内での利用となります。) (*) 所定の要件を満たすと据置3年以内
29	経営承継関連保証	経営承継関連	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内	金融機関 所定	0.45～1.90%	※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠での利用が可能です。
30	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	改善サポート○	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠での利用が可能です。 責任共有対象外の保証付融資を本保証制度で借換える場合 (同額内の借換に限り) のみ、責任共有制度対象外 (100%保証) となります。
31	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) (経営改善サポート保証(感染症対応型)) 《取扱期間にご注意ください》	改善サポート感染○	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置5年以内)	金融機関 所定	該当要件によって決定します。		普通・無担保・特別小口保険について別枠での利用が可能です。ただし、保証限度額については、事業再生計画実施関連保証と同一枠です。 国による保証料の補助が行われます。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助対象外です。保証人免除要件あり。
32	経営力向上関連保証	経営力向上関連 または 特例経営力向上	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠での利用が可能です。 新事業開拓保険を利用する場合は、3億円 (組合6億円) まで利用できます。 (ただし、他の新事業開拓保険分も含めます) 海外投資関係保険を利用する場合は、3億円 (組合6億円) まで利用できます。 (ただし、他の海外投資関係保険分も含めます) 保証人不要の特例あり。
33	地域経済牽引事業関連保証	地域牽引事業 または 特例地域牽引	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置1年以内) 運転設備 10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠での利用が可能です。 保証人不要の特例あり。
34	地域経済牽引支援関連保証	地域牽引支援	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円	運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置1年以内) 運転設備 10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.977%	1.15%	普通・無担保・特別小口保険について別枠での利用が可能です。 承認連携支援計画に従って事業を行う一般社団法人及び一般財団法人を 保証対象とする制度です。
35	特定経営承継関連保証	特定経営承継	普通保険 無担保保険 2億8,000万円	運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 15年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.45～1.90%	※4	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者個人が対象となります。
36	商店街活性化促進事業関連保証	商店街活性化事業	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠での利用が可能です。 各市区町村が作成する、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載されている事業に係る資金が対象となります。
37	経営承継準備関連保証	経営承継準備	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円	運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 15年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.45～1.90%	※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠での利用が可能です。 事業承継・その他の事情等により、事業活動の継続に支障を来しているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者が対象となります。保証人免除要件あり。
38	特定経営承継準備関連保証	特定経営承継準備	普通保険 無担保保険 2億8,000万円	運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 15年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	1.15%	—	経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人であり、中小企業者の経営の承継にかかる資金が対象となります。
39	経営承継借換関連保証	承継借換○○	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.45～1.90% (*)	※4	保証申込から3年以内に事業承継を行う計画を有している法人が対象です。 本制度は事前審査制です。保証人不要。 (*) 中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターが確認したガバナンス体制の整備に関するチェックシートの添付がある場合、保証料0.20～1.15%となります。

国の保証制度 (保険特例等)

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

令和6年5月1日現在

保証制度名	制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1	保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率(年率%) ※2		備考
						責任共有対象	責任共有対象外	
国の保証制度 (保険特例等)	40 伴走支援型特別保証制度 《取扱期間にご注意ください》	伴走特別○○○ または 伴走特別借換○	普通保険 無担保保険 1億円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置5年以内)	金融機関 所定	該当要件によって決定します。		国による保証料の補助が行われます。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助対象外となります。保証人免除要件あり。 《令和6年6月30日保証申込分をもって取扱終了となる予定です》
	41 事業者選択型経営者保証非提供 促進特別保証制度 (国補助制度)	国補助選択型	無担保保険 8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.7~2.35% (*)	1.05~1.25% (*)	セーフティネット保証を併用する場合、無担保保険について別枠で8,000万円の利用が可能です。保証人不要。担保不要。 (*) 令和6年3月15日から令和7年3月31日までにお申し込んだ場合、0.15%に相当する額について国からの補助が受けられます。
	42 プロパー融資借換特別保証制度	プロパー借換	普通保険 無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定	0.45~1.90%	-	
群馬県融資制度	43 群馬県小規模企業事業資金	県小規模	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 2,000万円	運転 6年以内 (据置6ヶ月以内) 設備 8年以内 (据置6ヶ月以内)	1.95%以内	0.373~ 1.730% ※7	利用する保険 によって 決定します。	利用可能な金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組です。 従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。 平成25年度までに融資実行された小規模企業事業資金Bタイプ及び小口零細企業資金と合わせて、2,000万円以下である必要があります。
	44 群馬県小規模企業事業資金 (小口零細企業資金)	県小規模小零	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 2,000万円	運転 6年以内 (据置6ヶ月以内) 設備 8年以内 (据置6ヶ月以内)	1.9%以内	-	0.40~2.00% ※6	利用可能な金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組です。 従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。 既往保証付融資との合計が2,000万円以下である必要があります。
	45 群馬県中小企業 パワーアップ資金	県パワ革新等 または 県パワ新分野等	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 2億円 (内運転資金5,000万円)	運転 7年以内 (据置1年以内) 設備 12年以内 (据置2年以内)	保証付の場合 1.4%以内	利用する保険によって 決定します。		県に対する事前の計画承認申請が必要です。 「経営革新等促進要件」に該当する場合、融資利率は1.2%以内(保証付の場合)です。
	46 群馬県経営サポート資金 (Aタイプ:経営強化関連要件)	県サポートA	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 6,000万円	運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置2年以内)	1.75%以内	0.373~ 1.730% ※7	利用する保険 によって 決定します。	融資限度額はA,B,Cの各タイプ合計で1億2千万円です。 経営安定関連保険特例は利用できません。(ただし、同額内借換の場合を除く) 融資限度額には群馬県経営強化支援資金の融資残高を含みます。
	47 群馬県経営サポート資金 (Bタイプ:セーフティネット保証等関連要件)	県サポートB	普通保険 無担保保険 特別小口保険 6,000万円	運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置2年以内)	1.75%以内 令和6年6月末 まで1.1%以内 (予定)	0.68%	0.80% ※4	融資限度額はA,B,Cの各タイプ合計で1億2千万円です。 セーフティネット保証(経営安定関連保証)1,2または5号を利用し融資限度額には群馬県セーフティネット資金及び群馬県経営サポート資金Dタイプの融資残高を含みます。
	48 群馬県経営サポート資金 (Cタイプ:災害復旧関連要件)	県サポC復旧	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 5,000万円 (内運転資金3,000万円)	運転 7年以内 (据置2年以内) 設備 10年以内 (据置2年以内)	1.75%以内 令和6年6月末 まで1.1%以内 (予定)	0.373~ 1.730% ※7	利用する保険 によって 決定します。	融資限度額はA,B,Cの各タイプ合計で1億2千万円です。
	49 群馬県経営サポート資金 (Fタイプ:危機関連保証要件)	県サポートF	普通保険 無担保保険 特別小口保険 3,000万円	運転 10年以内 (据置1年以内)	1.3%以内 令和6年6月末 まで1.1%以内 (予定)	-	0.80%	A,B,Cタイプと別枠での利用が可能です。 危機関連保証を利用し責任共有制度の対象外(100%保証)です。
	50 群馬県経営サポート資金 (Gタイプ:伴走支援型特別保証要件) 《取扱期間にご注意ください》	県伴走特別○○ または 県伴走特別借○	普通保険 無担保保険 1億円	運転 10年以内 (据置5年以内) 設備 10年以内 (据置5年以内)	1.1%以内	該当要件によって決定します。		A,B,Cタイプと別枠での利用が可能です。 伴走支援型特別保証制度を利用し国による保証料の補助が行われます。 なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助対象外です。 《令和6年6月30日保証申込分をもって取扱終了となる予定です》
	51 群馬県緊急経営改善資金	県緊急経営改善	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 借換対象となる県制度融資の 既往融資残高	運転 10年以内 (据置1年以内)	保証付の場合 1.35%以内	0.373~ 1.730% ※7	利用する保険 によって 決定します。	既往融資残高に対する上乗せ(真水)は認められません。
	52 群馬県中小企業 再生支援資金	県再生○○	A,B 保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) C 事業再生保険 6,000万円	A,B 運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 12年以内 (据置2年以内) C 1年以内	A-1,A-2,B-1 1.75%以内 B-2,C 金融機関所定	0.373~ 1.730% ※7	利用する保険 によって 決定します。	求償権消滅保証、事業再生保険を利用する場合は責任共有対象外(100%保証)となります。
53 群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金(Aタイプ)	県創業者A	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 4,500万円 (内運転資金2,500万円)	運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置2年以内)	1.55%以内	0.373~ 1.730% ※7	利用する保険 によって 決定します。	融資限度額はA,B-1,B-2,B-3,C,Dの各タイプ合計で4,500万円です。 (内運転資金は2,500万円まで)	
54 群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金(B-1タイプ)	県創業者B1	無担保保険 3,500万円	運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置1年以内)	1.5%以内	-	0.70%	創業関連保証を利用し責任共有制度の対象外(100%保証)です。 融資限度額はA,B-1,B-2,B-3,C,Dの各タイプ合計で4,500万円(内運転資金は2,500万円まで)、B-1,B-2,B-3,C,Dの各タイプ合計で3,500万円です。	
55 群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金(B-2タイプ)	県創業者B2	無担保保険 3,500万円	運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置1年以内)	1.5%以内	-	0.50%	当協会または認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた方が保証対象となります。 創業関連保証を利用し責任共有制度の対象外(100%保証)です。 融資限度額はA,B-1,B-2,B-3,C,Dの各タイプ合計で4,500万円(内運転資金は2,500万円まで)、B-1,B-2,B-3,C,Dの各タイプ合計で3,500万円です。	
56 群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金(B-3タイプ)	県創業者B3	無担保保険 3,500万円	運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置1年以内)	1.5%以内	-	0.45%	当協会または認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた方で、女性又は若者(34歳以下)又はシニア(55歳以上)の方が保証対象となります。 創業関連保証を利用し責任共有制度の対象外(100%保証)です。 融資限度額はA,B-1,B-2,B-3,C,Dの各タイプ合計で4,500万円(内運転資金は2,500万円まで)、B-1,B-2,B-3,C,Dの各タイプ合計で3,500万円です。	

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

令和6年5月1日現在

保証制度名	制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1	保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率(年率%) ※2		備考	
						責任共有対象	責任共有対象外		
群馬県融資制度	57 群馬県創業者・再チャレンジ支援資金(Cタイプ)	県創業者C	無担保保険	3,500万円	運転 10年以内(据置1年以内) 設備 10年以内(据置1年以内)	1.5%以内	-	0.70%	事業廃止又は会社解散後の再チャレンジを支援する制度です。再挑戦支援保証を利用し責任共有制度の対象外(100%保証)です。融資限度額はA,B-1,B-2,B-3,C,Dの各タイプ合計で4,500万円(内運転資金は2,500万円まで)、B-1,B-2,B-3,C,Dの各タイプ合計で3,500万円です。
	58 群馬県創業者・再チャレンジ支援資金(Dタイプ)	県創業者D	無担保保険	3,500万円	運転 10年以内(据置1年以内) 設備 10年以内(据置1年以内)	1.5%以内	-	0.90%	法人の方のみが対象であり、保証人不要。スタートアップ創出促進保証を利用し責任共有制度の対象外(100%保証)です。融資限度額はA,B-1,B-2,B-3,C,Dの各タイプ合計で4,500万円(内運転資金は2,500万円まで)、B-1,B-2,B-3,C,Dの各タイプ合計で3,500万円です。
	59 群馬県事業承継支援資金	県承継〇〇〇	保険は自由に選択できます(利用できない保険もあります)	8,000万円	運転 7年以内(据置1年以内) 設備 10年以内(据置2年以内)	1.6%以内	利用する保険によって決定します。		
県・市町村協調融資制度	60 小口資金	〇〇〇小口	保険は自由に選択できます(利用できない保険もあります)	1,250万円	運転 6年以内(据置6ヶ月以内) 設備 8年以内(据置6ヶ月以内)	各市町村の定めによります	利用する保険によって決定します。		原則として担保は不要です。県・市町村の保証料補助があります。※8
	61 特別小口資金	〇〇〇特小	特別小口保険(保険特例を使用した特別小口保険も含む)	1,250万円	運転 6年以内(据置6ヶ月以内) 設備 8年以内(据置6ヶ月以内)	各市町村の定めによります	-	0.70%	従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。責任共有対象外(100%保証)です。他の保証制度を利用していないことが条件となります。市町村によって取扱いが異なりますので、詳細につきましては、各市町村へお問い合わせください。県・市町村の保証料補助があります。※8
独自制度	62 群馬銀行環境配慮型私募債保証	群銀環境私募債	特定社債保険	2億円	7年以内	金融機関所定	0.35~0.90%	-	部分保証(保証割合80%)です。(発行最高限度額は2億5,000万円です)当協会と提携した金融機関においてのみ利用可能です。保証人不要。
	63 事業者カードローン当座貸越根保証(Gライイト)	Gライイトカード	普通保険 無担保保険	100万円以上 500万円	1年間もしくは2年間	金融機関所定	0.39~1.62%	-	原則として担保は不要です。本制度のご利用は1企業1件となります。
	64 事業承継サポート保証	承継サポート	普通保険 無担保保険	2億8,000万円	15年以内(据置2年以内)	金融機関所定	0.45~1.90%	※4	
	65 SDGs私募債保証	SDGs私募債	特定社債保険	4億5,000万円	7年以内	金融機関所定	0.35~1.80%	-	部分保証(保証割合80%)です。(発行最高限度額は5億6,000万円です)当協会と提携した金融機関においてのみ利用可能です。保証人不要。
	66 SDGs応援保証	SDGs応援	普通保険 無担保保険	8,000万円(*)	一括返済 1年以内	金融機関所定	0.428~1.805%	-	保証人不要。 (*)他の短期一括継続保証(Gリピート保証、Gリピートプラス保証、Gエールプラス保証)の利用残高との合計額が直近決算における平均月商の2倍以内となる必要があります。
	67 北関東観光連携保証(ぐいっと北関東)	ぐいっと北関東	普通保険 無担保保険	1億円	一括返済 2年以内 分割返済	金融機関所定	0.405~1.71%	-	群馬、栃木、茨城の3県の保証協会が連携して観光活性化を支援する保証制度です。信用保証協会の保証要件を満たし、本制度に係る事業計画書に記載された事業内容が、県内の観光活性化に寄与すると認められる中小企業・小規模事業者が対象です。

- ※1 国の制度(一般保証含む)・当協会独自制度については、「保証限度額」「保証期間」を記載し、県・市町村制度については、「融資限度額」「融資期間」を記載しています。
- ※2 保証料率は基準料率を記載しています。貸付金額に対する率となります。保証制度によっては保証料を上乗せすることで経営者保証の提供を選択しないことを検討することができます。
- ※3 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.50~2.20%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。
- ※4 特別小口保険を利用する場合、基準料率は0.70%となります。
- ※5 新事業開拓保険または海外投資関係保険を利用する場合、基準料率は責任共有対象0.977%となります。

- ※6 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.40~2.00%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。
- ※7 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.373~1.730%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。
- ※8 各市町の一部融資制度については保証料補助がありますが、補助率が異なるため詳細につきましては当協会までお問い合わせください。

各制度の対象者、要件、条件、必要書類等詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。  
 県・市町村の制度融資につきましては、本表掲載以外のものもございます。詳しくは、県・市町村または当協会までお問い合わせください。